

第82回原状回復対策協議会

と き：令和3年6月12日（土）

午後2時20分から

ところ：二戸地区合同庁舎大会議室

1 開会

○佐々木主任主査

定刻になりましたので、ただ今から第 82 回青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会を開会いたします。

私は本日の進行役を務めます、県庁廃棄物特別対策室の佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

本日は委員 13 名中 11 名の御出席をいただいておりますので、設置要領第 5 条第 2 項の規定により、会議として成立していることを御報告します。なお、笹尾委員、颯田委員、高嶋委員、中澤委員、藤田オブザーバーの計 5 名は、オンラインでの参加でございます。

2 あいさつ

○佐々木主任主査

それでは、開会にあたりまして、企画理事兼環境生活部長の石田から一言御挨拶申し上げます。

○石田企画理事兼環境生活部長

皆様はじめまして。今年 4 月に着任いたしました、県の環境生活部長の石田でございます。

今日はお休みの中、また暑い中、このようにお集まりいただきましてありがとうございます。それでは私から一言、御挨拶をさせていただきます。

まずもって、委員の皆様におかれましては、ご多用のところ本協議会に御出席いただき、厚く御礼申し上げます。今回の開催にあたりましては、これまでの新型コロナウイルス対策に加え、今回初めてオンラインによる御出席を含め、開催させていただくものでございます。皆様の御協力に感謝申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、昨年度末に任期が満了したところでございますが、引き続き委員就任をお願いしたところ、快くお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。今回の任期につきましても、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本協議会は、不法投棄により汚染された現場の原状回復を行う事業を御審議いただくものでございまして、平成 15 年 7 月の設置以来、今回が 82 回目の開催ということでございます。その間、齋藤委員長をはじめ、委員の皆様から頂きました、数々の御意見、御助言により、これまでの対策を進めていくことができました。改めて御礼を申し上げます。

私も先日、初めて現場を視察させていただきました。広大な現場における原状回復事業の困難さも、担当の方から説明を受けて、本当にその通りだったのだろうなというように感じてきたところでございます。今回の協議会では、現場でのジオキサン対策、浄化完了

を見据えた工作物の解体撤去、地形整形のあり方などについて御審議いただくほか、事案の伝承活動、跡地利活用の方向性についても御意見をいただければという風に考えております。今後も原状回復事業等を進め、令和5年3月の事業完了に向け取り組んでいきたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては引き続き、忌憚のない御意見、御提言を頂ければと存じます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

(1) 報告事項

- ア 原因者等に対する責任追及の状況について
- イ 環境モニタリング結果について
- ウ ワーキンググループの活動状況について
(普及啓発活動及び跡地利活用の方向性について)

(2) 協議事項

- ア 第81回協議会・第33回汚染土壌対策技術検討委員会等での御意見への対応方針
- イ 1,4-ジオキサン対策について
- ウ 工作物の解体撤去及び地形整形について

(3) その他

○佐々木主任主査

それでは、議事に入らせていただきます。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、CO2測定器を設置しております。一定の濃度になりましたら、適宜事務局で換気しますので、ご了解ください。

さて、当協議会の議事進行は、設置要領第4条第4項の規定により、委員長が行うこととなっておりますので、ここからは齋藤委員長に進行をお願いいたします。齋藤委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○齋藤委員長

もう十数年経ってしまって、オンラインでの開催などというのはついに考えることはありませんでしたが、おかげで遠方に行かれた方々も意見を述べていただけるということで、よろしく願い致します。

是非来年からは、皆顔を合わせるようにしたいです。県境不法投棄も一つの災害、危機管理といった問題ではありますが、危機管理のいろはというのは、先手必勝です。新型コロナウイルス対策は、この1年半何をやって来たのかというところで、非常に残念な思いがあります。ただ我々も、それから自治体の方々も、今できることを一生懸命頑張らざる

を得ないという、不法投棄と同じ次元のことではないかと思っておりますので、なるべく早く顔を合わせて、また意見交換等では交流を深めることができるような機会が来ることを切望したいと思う次第であります。余計なことを申し上げましたが、議事に入らせていただきます。

報告事項、「原因者等に対する責任追及の状況について」事務局から説明をお願いします。

○佐々木主任主査

資料1を御覧いただきたいと思っております。原因者及び排出事業者等に対する責任追及の状況でございます。

まず、原因者に対する責任追及の状況ですが、県で代執行に要した費用につきまして、原因者、不法投棄をした者に対して納付命令を行っております。令和2年度は、約3億5200万円の納付命令を発出しております。累計額は、約234億3000万円となっております。令和2年度の約3億5000万円は、内訳としては令和元年度事業分の請求でございます。この請求につきましては、三栄化学工業株式会社、当時の実行者とともに、同社の元役員や収集、運搬を行った東興環境株式会社や当時の役員に対しましても、それぞれの責任の範囲に合わせて納付命令をしています。

それから、回収の状況です。令和2年度は約101万円を回収しています。これで、回収額の累計はこれまで約2億6000万円となっております。平成13年度から回収をしておりますが、原因法人の預金や元役員さんの預金、不動産等の資産から回収をしております。

続きまして、排出事業者に対する責任追及及び自主的措置の状況です。ごみを出した排出事業者に関しましては、措置命令、現物撤去や納付命令のほか、自主的な撤去や金銭の支出をお願いしております。令和2年度は1社、約37万円の拠出がございました。これにより、排出事業者からの回収の累計は87者、約6億円となっております。これらを合計しますと、回収額の合計は約8億6000万円となっております。特措法の対象事業費255億円から見ますと、約3.4%の回収となっております。

今後の対応としましては、引き続き原因者の差し押さえ財産の換価、お金に換えることを進めるなど、責任追及を継続していきます。以上でございます。

○齋藤委員長

ありがとうございました。御質問等ありましたらお願いいたします。

○生田委員

最初に、原因者及び排出事業者等に対する責任追及についてですが、廃棄物特別対策室の皆様には、長い期間にわたって諦めることなく、これまで本当に責任追及を継続してこられました。そういうことに対して、本当に感謝申し上げたいと思っております。

これを見ますと、納付命令の累計額は約234億3000万あるのに対して、回収累計額は約2億6000万円ということでございますね。長い期間を経てきておりますので、今後これからの回収できるという見込みがあるのでしょうか。

そしてですね、2頁に書いてありますが、原因者の差押財産の換価を進めるということでございますけれども、差押財産というものはあるのでしょうか。その辺りをお聞きしたいと思います。

○佐々木室長

ありがとうございます。責任追及につきましては、昨年度大体100万円くらいを回収したところですが、できる限り原因者がいて財産を持っている限りは、回収をしていきたいと考えております。会社役員の財産を差押えなど、いろいろ費用回収をしており、限りはございますけれども、やはり不法投棄の責任は最後まで全うしていただくという考え方で責任追及していきたいと考えております。

○齋藤委員長

いかがでしょうか。

○生田委員

ありがとうございます。お伺いしたいのは、換価する差押えの財産、そういうものはもう差押えてはあるのですか。

○佐々木主任主査

差押えの資産は今でもありまして、適宜換価を進めています。

○齋藤委員長

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、伊の「環境モニタリング結果について」ということで、説明をお願いします。

○懸田課長

二戸保健福祉環境センターの懸田と申します。

私からは、地下水及び周辺表流水の地質モニタリング結果について御報告させていただきます。本日報告致しますのは、昨年度、令和2年11月から令和3年4月までの測定結果でございます。

資料2を御覧ください。初めに1,4-ジオキサンの検出状況でございます。資料2、1枚目の太枠で囲っている部分が今回の報告でございます。赤に着色されている所は基準超過を示しております。まず、地下水につきまして3地点、K地区のイー24、J地区のイー6、O地区のイー13で、環境基準の超過が検出されております。続きまして、周辺表流水についてですが、こちらは昨年度に引き続き、全地点におきまして環境基準に適合しております。

次の頁に行きまして、こちらは重金属の検出状況でございます。こちらはJ地区イー12、O地区イー17、H地区イー9の3地点で水銀が環境基準値を超過しておりますが、これらの水銀は現在までの協議会で御説明の通り、現場の土壌由来のものであるということです。また、周辺表流水につきましては、環境基準を超過した重金属類はございません。

次の頁に行きまして、VOCの検出状況でございます。こちらは、地下水及び周辺表流

水と共に、環境基準を超過した項目はございません。

次の頁に行きまして、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の検出状況でございます。地下水につきましても、これまでと同様の地点で基準値を超過して検出されております。数値は横ばい傾向です。周辺表流水につきましても、環境基準の超過はございません。

次の頁、その他でございますが、こちらは地下水、周辺表流水共に環境基準を超過した項目はございません。私からは以上です。

○齋藤委員長

ありがとうございました。御質問、御意見ありましたらお願いします。

(質問、意見無し)

それでは、「ワーキンググループの活動状況について」ということで、説明をお願いします。

○懸田課長

ワーキンググループの活動状況について、資料3を御覧ください。

まず、普及啓発稼働の実施についてです。二戸保健福祉環境センターでは、県境不法投棄事案の伝承を目的に、管内の環境活動団体と協同で事業を実施しております。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し事業を中止しましたが、今年度は感染対策を行ったうえで再開を予定しています。

1つ目が、高校生を対象とした出前授業です。地球環境や自然保護などに興味が増す高校生を対象としまして、事案を担当した元県職員、後は原状回復対策協議会の地元委員などを講師として派遣し、事案の発生や対応の経緯等について出前授業を予定しております。平成30年度、令和元年度に行っておりましたが、今年復活させたいと思っている所です。二戸市内の高校生の対象を予定しております。

2つ目です。高校生による環境保全に係る学習発表会です。こちらの出前授業を受けた高校生に、住みよい環境を未来につないでいくための方策を考えて発表していただきたいと考えております。発表方法等については事業委託を予定している団体、高校と調整のうえ決定することとしております。

3つ目です。環境フェスティバルの開催です。親子を対象として、家庭で環境保全について対話をするきっかけとなるイベントを開催する予定としております。内容としては、講演会、環境活動の紹介、体験学習発表等々を予定しております。会場内に県境不法投棄事案についての展示スペースを設け、来場者に本事案について周知することを予定しております。

○齋藤委員長

ありがとうございます。橋本委員お願いします。

○橋本副委員長

続きまして、資料3の2頁を御覧ください。

5月20日、本事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキングの第13回が開催されま

した。検討事項は、現場跡地の利用計画についてです。これまでワーキングでは、現場跡地内のゾーニングを行い、資料の右の方に写真が入っておりますが、北西部は森林再生・イベント、中央部はエネルギー等産業、東部は花畑・森林再生に利用するとしてきました。今回のワーキングでは、中央部でのエネルギー産業等の利用と関わって、岩手県環境生活部環境生活企画室温暖化・エネルギー対策担当から、以下に述べる事業計画の説明を受けました。

現在、国は脱炭素社会の構築を掲げており、岩手県では、「いわて県民計画」において、再生エネルギー由来の水素を利活用する新規プロジェクトの推進を図っています。水素は、貯蔵も輸送も可能であり、輸送先で電気に変換できるので、送電線が無くても電気を送れる大きなメリットがあります。そこで、現場跡地利用として、現場跡地に太陽光発電設備を設置し、水素を製造し、近隣の農業、畜産業、林産業などの生産施設等に水素を運搬し、電気あるいは熱として利用する、一連の事業が考えられます。事業の実現に当たっては、発電水素製造、水素運搬、水素利用と、各段階及び全体について、実現可能性を調べておく必要があり、民間事業者の参入、農業等生産事業者の需要の精査はもとより、地元自治体等関係組織との連携関係の構築が求められます。右側の資料の太枠の線で囲った所、左側の事業計画と書いている所です。県が進める「再エネ水素の利活用推進の事業計画」では、令和3年度は可能性調査、令和4年度から6年度はプレイヤー探しとなっております。

以上の、県が進める再エネ水素の利活用推進の事業計画の説明を受け、ワーキングとしては本事業計画について、これまで検討してきた現場跡地の利活用の方向性と合致すること、また、現場でこれまで進めてきた浄化作業、浄化事業が令和4年度で終了した後も、県や自治体が現場跡地利用に直接あるいは間接に、何らかの形で関わることが見込まれるということから、全く異論はなく賛成でした。今後ワーキングでは、事業計画の進行に伴って見えてくる、現場立地条件、地域の需要と適合性、実施体制を含む全体像について、逐次報告を受け、検討することになっています。以上です。

○齋藤委員長

ありがとうございます。2つに分けて御意見をいただければ良かったのですが、最初の方の普及啓発活動について、何か御質問、御意見ございますか。コロナという厄介な問題で、中々大々的に展開できないという状況はあろうかと思いますが、様子を見ながら続けていって、ということではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(質問、意見無し)

よろしいですか。

橋本委員から説明のあった水素、これは当初はこのようなものの活用が実務的になってくるという想定はほとんど無かったことであります。また、県の方でこの事業を取り上げて検討していきたいという、新しいステップが生まれたということで、果たしていろいろ検討して、可能かどうかという問題はあるとは思いますが、1つ新たな展望としての期待

は持てるかなというような気がします。御質問等ありましたらお願いしたいと思います。

○高嶋委員

跡地利活用の可能性調査というのですが、内容を見ると、下の方(表)では需要先調査となっていて、上の方(文中)の可能性調査というのがそれを含むのか、同じなのか、ちょっと分かりにくいなというように思っております。可能性調査というものがどういう具体的な内容を持っているか、その辺りについて少しお聞きしたい。場合によっては可能ではあるけれども経済性が無いというような結論になる場合もあるので、その辺りのことの見極めを含めてお答えいただければありがたいです。

○田村課長

御質問ありがとうございます。今年度予定している可能性調査でございますが、まさにこれからスタートするものでございます。法律でどれだけ規制があるのかということから始まりまして、現場で水素を製造する際の太陽光パネルの問題ですとか、様々これから項目をピックアップしまして、可能性があるのか無いのかということを潰していくということになろうかと思われま。

可能性があるとなった場合に、令和4年度から相手先、需要先ですとか、デリバリーの部分の水素運搬をする業者がどう参入できるのかなど、そういったところを次のステップで詰めていくイメージでございます。

○齋藤委員長

高嶋委員、いかがでしょうか。

○高嶋委員

はい、分かりました。かなり手数がそれなりにあるということが認識できていればいいのかなという様に思っております。また、水素利活用について、この地での現実性ということを探っていただければというように思います。ありがとうございました。

○齋藤委員長

ありがとうございました。

○築田委員

跡地利活用の方向性として、今までワーキンググループで現場を3つのグループに分けた中で中央部分は、エネルギー産業に活用できるのではないかと提案を出してこられたものはまさに、タイミングとしてはすごく良いプロジェクトではないかなというように考えているのですが、県としてはこの可能性調査の他に、県内のどこか別の所も可能性調査として選んでいるのか、この場所だけに絞ってやるのでしょうか。

○齋藤委員長

お願いします。

○石田企画理事兼環境生活部長

環境生活部の石田でございます。今の御質問でございますけれども、昨年度菅首相がカーボンニュートラルの宣言をしたということで潮目が変わりまして、県では、水素利活用

については非常に良い機会ではないかなと考えております。今まで金ヶ崎で、トヨタさんが中心となって調査をしてきたところはあるのですが、資金面でかなり大きなネックになるのではないかという話もあったのですが、今後国が、再生可能エネルギーや水素に力を入れるということもあり、進めていきたいと考えているところでございます。

○齋藤委員長

よろしいでしょうか。

○築田委員

ここに書いてある通り、地域振興という面からしても、地元自治体との協力なくしては何もできないのではないかなと思っております。この辺は地域の連携として、二戸市の方にもこの通り説明はされているのではないかと思います。ぜひ積極的に進めていただきたいと思っております。

○藤原委員

今まで跡地利用についてどのようにすればいいか、様々なご検討をいただいて、ウルシを育ててみて土が良くないのもう一回土を入れ替えるとか、風が強い、雪が降るとか、様々な自然条件が厳しいようでございます。今回は水素という、今まで考えたことの無かったようなものが出てきて、ぜひ実現していただければ素晴らしいことだなと思っておりますが、周りの話等をお聞きいたしますと、経費など様々な問題がこれからあると思えますし、先般は福島の方で成功し、実際に動いているというような事例が載っております。ぜひいろんな困難が待っていると思えますが、検討、協力しながら実現していければと思います。また、田子町さんについても広げながらやっていければ。今までは自然に返すなど、守りというような考えだったのですが、今回このような積極的な、攻めの政策に展開していただいたというのは、本当にありがたいなと思っております。ぜひ実現するよう、私どもも頑張ってまいりたいと思っております。

○齋藤委員長

ありがとうございます。地元の前向きな姿勢もないとなかなか進展しないということがあると思えますので、確実にないものを大々的に、というのは市長としてもあろうかと思えますが、1つの前向きな事業があって、市としてもぜひ進められるのなら、大いに組んで前進したいという方向性だけは打ち出していきたいなというように思います。まだ、岩手でもこれから可能性を探るという段階ですので、田子町さんと具体的にというのはそれが見えた後の話かもしれませんが、何も県境で分断する話ではないし、できる線があるならばお互いに協力して、相乗効果というようなことを考えてもいいのかなというように気がしております。今のところはこのようなことでよろしいでしょうか。

○山本（晴）委員

はい、ありがとうございます。

○齋藤委員長

他に御意見等ございませんか。

○生田委員

跡地利活用について、今二戸市長からもお話があったとおり夢のような大プロジェクトということで、本当にこのようになればいいなと思います。可能性を調査して下さるということで、1年かけて調査をしていく中に、例えば立地条件、現場は雪が多く、太陽光はどうなのかということも含めて、調査して下さると思います。それについてですが、調査にあたり費用はかかりますか。

○佐々木室長

ただ今御意見あったとおり、いろいろ可能性調査はやっていきます。縦割りで申し訳ないのですが、実際に調査するのは環境生活企画室という部署です。予算を取って可能性調査を行うという段取りまではついているという状況ですので、水素を利活用できるのか、例えばメガソーラーを作り、そこから水素を作る条件としては合うのかということや、どう需要に活かしていくのかということがあります。やはり現場が山間部にありますので、地域の農林業に活かせるのかといった可能性を見ていかなければならないと思います。そういったことの調査ができるように予算を組んであると伺っております。

○生田委員

ありがとうございます。もう1点なのですが、県が主導でやって下さるということですよ。それにワーキングがちょっと一緒ということですよ。

○橋本委員

報告を受けて検討していくということになっております。

○生田委員

はい。

前回、「県が主導でやるのであれば跡地は誰のもの？県のものでしょね。」という話でしたが、そのような考えでよろしいですよ。

○佐々木室長

調査をしたうえで、後は先ほどプレイヤー探しという書き方で書いてありましたが、そういった事業を行って頂く方がいらっしゃるのであれば、その方々に土地を引き渡すというようなことも含めて考えていかなければならないと思います。そのための第一歩の可能性調査ということになります。基本的に、行政代執行で現場の土地を差押えしているということがありますので、差押えしたものは公売という形でどなたかに引き渡すということが法律で決められております。そもそもこの事業は、現場が負の土地なので、その利用価値を上げれば、現場の土地を使っただけの方が出てくるのではないかという部分がベースでございます。可能性調査を踏まえて、現実に現場で事業をしていただける方とか、研究をしていただける方がいるのであれば、そういった方々のもとで事業を行っていただくということを考えていきたいと思いますが、それも今後並行して考えていくことになると思います。

○齋藤委員長

県が直接この事業をやるという方向ではないですよ。基本調査で有効であれば、民間の方々がそこに参入していただくということを基本に考えているということによろしいでしょうか。

○佐々木室長

はい。おっしゃる通りです。

○齋藤委員長

ですので、県が土地を手に入れて県が儲かる仕事をやるということではなく、可能性を用意して民間の方々がそこに参入するような状態を作っていきたいということだと思います。よろしいでしょうか。

(オンラインにて中澤先生挙手) 中澤先生どうぞ。

○中澤先生

前に論議があったかもしれませんが、水素利活用推進プロジェクトというのはすごく面白くて付加価値があると思いますが、単なる発電としての風力とか太陽光に対しては既に論議があって、無理だという結論になったのでしょうか。

○佐々木室長

今の御質問は、太陽光発電を例えばメガソーラーをするだけという考えはしていないのか、という御質問でよろしいですか。

○中澤委員

はい。

○佐々木室長

基本的に、現在考えている可能性調査では、再生可能エネルギーで発電した上で水素を作るということですので、やはり太陽光発電など再生可能エネルギーを現場には設置しなければならないという考え方が根底にはございます。

○中澤委員

はい。わざわざ水素を生産すれば付加価値が高まって、それに対してアドバンテージがあるのかもしれませんが、そこまでやらなくても単に風力や太陽光発電の基地として使うというプランに対しては既に検討が行われて、それだけでは無理だということで新規のプロジェクトということを考えているのでしょうか。

○佐々木室長

再生可能エネルギーというのは、高い価格で買っていただければ、ということがありますが、制度が変わり、太陽光発電は高い価格では買いませんという流れになってきております。太陽光発電を設置しても売電価格で儲かる時代ではなくなっているということがあるので、例えば太陽光発電から水素エネルギーを作るという付加価値をもう1つ付けるというところがポイントになってくると考えております。ですので、単なる再生可能エネルギーの発電だけではなく、水素までというようなことで事業化の可能性を探っていきたいということでございます。

○中澤委員

そうしますと、もう太陽光発電だけではこの跡地は利用できないということになるということでしょうか。

○佐々木室長

事業性が成り立たない可能性が強いほか、風力についてもいろいろな民間の方が測定しているようですが、やはり現場付近ですと若干風が弱めになるというデータがあると聞いております。太陽光発電などから水素を作るということになると考えておりますが、どうい再生可能エネルギーを使えるのかということも、この可能性調査には入ってくるものだと思いますので、幅広く考えていきたいです。

○中澤委員

はい。わかりました。

○石田企画理事兼環境生活部長

私からも補足でお話しさせていただきます。太陽光の話につきましては、私は3月まで企業局長ということで、再生可能エネルギーの採算性につきましては中で検討させていただいていたところがございます。今、室長から説明がありましたけれども、太陽光につきましては、FITが大体30円くらいであればかなり採算性が取れると。ただ現在は固定価格買取制度、FITにつきましては10円ちょっとですので、なかなか採算性が厳しいのではないかとという話と、送電網の関係があるのではないかとという話が、ここの跡地の活用については内部でもございました。その点も含めて、併せて検討させていただければと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

○齋藤委員長

中澤委員、質問は太陽光や風力などは切ってしまったのかというお話でした。従前よりは可能性が無いかもしれないが、更に水素という次のステップの活用も踏まえて全体を検討していくということだと思いますがよろしいでしょうか。

○中澤委員

はい、わかりました。

○齋藤委員長

他によろしいでしょうか。後ろに難題もありますから先に進ませていただきたいと思います。

協議の方に移らせていただきまして、協議事項のA「第81回協議会・第33回汚染土壌検討委員会等での御意見への対応方針」ということで、説明をお願いします。

○吉田主任

資料4、前回の協議会と土壌委員会での主な意見について触れつつ、そのまま資料5を説明させていただきます。

まず、資料4を御覧ください。通し頁数でいきますと、一番右下の方に11頁とあるものです。12月に開催しました前回協議会で頂いた御意見と、5月に開催した土壌委員会で

の説明内容等について簡単に説明しまして、本日の資料のどこに反映しているかを御説明します。

表の一番左上、前回協議会でいただいた御意見です。令和2年度に実施した薬剤処理工3か所について、その効果がどのように出てくるか期待するというものでした。その右に記載しておりますのは、前回5月に開催した土壌委員会で事務局から説明した内容です。令和2年5月に最初の薬剤処理工を実施したところでした、それから1年が経過したところです。薬剤注入後に速やかに環境基準以下となり、それが現在でも継続していることを確認しております。例えば、後ろの方につけております参考資料1、こちらを御覧いただきたいのですが、通し頁数の右下で35頁です。35頁、区域⑨という地区についてですが、一番下の行、右側にH30A-3という井戸があります。ここは令和2年5月、最初に薬剤処理工を行った箇所でした、グラフに記載のとおり、薬剤処理工(R2)を実施した後は、1年間ずっと環境基準を満たしているところです。このことから、薬剤処理工は効果があると考えておりまして、今後もジオキサン対策として薬剤処理工を実施していきます。今年度実施予定の薬剤処理工については、後ほど御説明します。

先ほどの資料4、通し頁数の11頁にお戻りください。2行目に、土壌委員会でいただいた御質問を記載しております。年数回程度、環境基準を超過する地点に対してどのように対応するのか、という御質問をいただいたところです。対応方針としましては右側に記載の通り、現時点で確認されている基準超過地点については、今年度中に可能な限り薬剤処理工等を行うこととしております。具体的な地点は、後ほど資料で御説明します。なお、状況によっては来年度の施工となる可能性も考えられます。その場合にはモニタリング期間であります1年間がとれなくなってしまうので、その際の取り扱いについては土壌委員会及び協議会に諮りたいと考えております。

表の3行目です。土壌委員会について追加対策箇所について説明したところ、このような意見を頂戴したところです。対策候補としていた地点の地下水の流向上流側にも環境基準を超過しそうな、超過のおそれがある井戸が存在しているので、これらの井戸への対応に留意しながら対策を進めていただきたいというものでございました。この御意見を踏まえて現時点で環境基準超過のおそれがある井戸もピックアップし、後ほど本日説明します。また、本日ジオキサン対策の最後に御提案するのは、浄化終了後のモニタリングについてです。土壌委員会で御提案し、おおむね了承いただいた内容を、本日お諮りしたいと考えております。

資料の方から説明する前に、一度参考資料2について少し補足させていただきます。通し頁数の36頁を御覧ください。こちらの表は、直近1年6か月分のジオキサン濃度を、83本の井戸全てについて記載したものです。注目していただきたいのは一番右の列です、例えば一番上の、井戸名A-1という井戸につきまして、黄色で着色し浄化継続期間とあります。このように、4月時点における井戸ごとの状況を、環境基準超過、浄化継続期間、モニタリング期間、浄化終了相当の4つに分類してございます。なお、浄化終了相

当について補足ですが、1年6か月以上、いちども環境基準を超過していないため、浄化終了とみなせる井戸を示したところでは、この分類ごとに4月時点の情報で整理し、対策が必要な箇所には追加対策を行う方針です。なお参考資料2、こちらの表を区域ごとに整理してグラフ化したものが、先ほど触れました参考資料1で、必要に応じて御覧いただければと思います。

では、資料5を御覧ください。ジオキサン対策について説明します。通し頁数の14頁を御覧ください。まずは、最新結果であります令和3年4月の速報値により、浄化進捗状況を御説明します。表1は、先ほどの資料1の結果をまとめた区域ごとの状況です。赤で着色したAは、4月に環境基準を超過していた箇所、黄色で着色したBは、6か月以内に環境基準超過がみられたことから浄化対策を継続しております浄化対策継続期間、青で着色したCはモニタリング期間、灰色で着色したDは浄化終了相当の井戸です。一番下の合計の欄を御覧ください。場内において環境基準超過したのは赤にありますとおり9本、浄化対策継続期間に該当するのは黄色の8本となっております。また、浄化終了相当となる井戸は灰色の27本です。これらの本数について前回の協議会で報告した状況に比べてどのように浄化が進んだのかは、下の表2を御覧ください。

表2は、前回協議会で報告いたしました令和2年10月時点と、今回報告の令和3年4月のデータを比較したものです。例えば、前回報告時にはAは11本、Bは22本と合わせて33本でしたが、今回はそれぞれ9本と8本合わせて17本となっております。全体的に浄化が進んでいるものと考えております。今年度のジオキサン対策は、主にAの9本に対して行おうと考えておりますが、Bの8本のうち追加対策が必要と思われる井戸に対しても対策を行っていきたいと考えています。

右上の表3を御覧ください。こちらは今年度対策を行う予定の箇所です。前回協議会で御了解いただいた箇所は、表の一番左に対策中と書いてある5本の井戸に対して行う薬剤処理工です。こちらは順次薬剤処理工を行っているところです。また、表の下の段、追加対策設計中と記載してありますのは、これらについては対策を行うということで設計を検討しているところでございます。井戸名の左隣にA、Bと記載しておりますのは、表1で示したA環境基準超過と、B浄化対策継続期間の区分を表しているものです。4月時点でAとなっております9本については、この表の中に全て記載しておりますが、Bのうち対策が必要ではないかと考えている箇所4本についても記載しているものです。井戸の並び順は、概ね基準超過回数の多さや濃度などで順番に並べています。なお、対策の詳細については設計中ですが、先ほどの資料4で申し上げた通り、場合によっては来年度の施工になる可能性もあります。ジオキサン濃度の推移を見ながら、必要な箇所には可能な限り速やかに対策を行っていきたいと考えています。こちらの表3に記載している井戸への対策内容については、次の頁以降に記載していますので、御説明いたします。

次の頁、通し番号の15頁を御覧ください。大口径A周辺、B-4、ア-25-2という井戸についてです。ここは大口径Aという井戸が基準超過継続してまいりましたので、令和元

年12月に注水の強化を行ったところです。これにより当初の目的でありました大口径Aや、ヨ-5、A-1の濃度は低下し、大口径Aとヨ-5はモニタリング期間に入ったところです。しかし、注水の影響が及ぶ範囲にあると考えておりましたB-4とア-25-2は、グラフを御覧いただくと分かるように、濃度低下が見られなかったという状況です。これは、B-4などが地下水涵養の影響を受けにくいということを示していると考えておりました。今年度はこの2か所の井戸に対して薬剤処理工を行いたいと考えています。過去に御説明した内容としましては、傾斜がきつい箇所ですので施工が困難であると説明しておりましたが、仮設足場を組むことで施工できることが分かりましたので、安全に薬剤処理工が出来るものとなっています。

次の頁、通し番号の16頁を御覧ください。左半分に記載のH30D-1と右側に記載のイー6-1、こちら2つの箇所については薬剤処理工を実施することで前回協議会において承認いただいております。それぞれの写真は薬剤注入の準備工事が終わった時点の様子です。なお、左側のH30D-1は実際に薬剤注入をするのは再来週からの予定でして、右側のイー6-1はちょうど、注入を終了したところです。

続きまして次の頁、通し番号の17頁を御覧ください。左側に記載のH29-A-1の井戸は、昨年度に揚水ポンプを増設した井戸でございます。想定よりも水量が少なかったために、今年度薬剤処理工を行うこととして前回協議会でご承認いただいております。現時点で薬剤の注入真最中でして、来週に注入終了予定となっております。ここまでの協議会で御了解いただいた薬剤処理工の箇所でございます。この頁の右側から御説明するのは、対策設計中の井戸についてです。

まず、右側のH30A-5という井戸は、薬剤処理工を実施することで設計中です。

続きまして次の頁、通し番号の18頁を御覧ください。イー24及び1号集水井についてです。ここは薬剤処理工が難しい箇所であると考えております。左上の表の中ほど、現状のところを御覧ください。ここの2箇所というのは実は、今まで揚水を継続したところですが、まだ環境基準の超過が続いていますので、追加対策が必要と考えております。ただ、記載の通り元々の地形というのは沢筋でして、水が集まりやすい状況となっております。そのために薬剤を注入した場合に、効果が十分得られないという可能性があります。また、鋼矢板に隣接しているという位置関係についてですが、頁の右側の写真を御覧ください。ここの井戸は、右側に茶色く見えております県境鋼矢板に隣接しておりましたので、鋼矢板が倒れてしまわないような施工方法をする必要があります。このように、様々な状況や浄化の確実性等を検討した結果、イー24と1号集水井を囲むように対象範囲を矢板で囲み、その内部を掘削除去したいと考えています。それによって、鋼矢板も倒れてこないような、なおかつ確実な対策ができるというように位置づけしております。なお、現時点で掘削範囲というのは、この頁の左下の配置図にあります。黄色で囲ったイー24と赤で囲った1号集水井を含む範囲にすることで検討はしております。

その他の井戸について御説明します。右下を御覧ください。その他の汚染が懸念される

井戸についてです。これらの井戸、括弧内で提示していますが、今後の水質データを見据えて、また土壌委員会の意見も踏まえて対策を検討してまいります。例えばですが、括弧内に記載のうち、最初に記載しておりますH30D-4につきましては、先ほどの掘削除去範囲、イー24と1号集水井の上流側に隣接しております。最初の資料4で御説明したように、汚染箇所の上流側にも留意して対策を行うという目的のために、H30D-4も掘削除去の範囲内に含めるということで検討しております。場合によってはそのような対応もするというので進めたいと考えております。

右下の方、(8)としまして、ジオキサンを終了に向けたモニタリングの評価について補足します。今まで申し上げたとおり、今後対策が必要な井戸については、周囲の井戸の状況にも留意しつつ対策を行っていきたくと考えております。その結果、浄化終了判断基準に適合しない恐れがある場合には、次回以降の協議会及び土壌委員会にお諮りしていきたくと考えています。

最後に、次の頁、通し番号の19頁を御覧ください。浄化効果測定モニタリングについてです。今年の4月現在で27本の井戸が浄化終了に相当すると冒頭でお話ししました。今後も対策を継続し令和5年3月の浄化終了に向けていきますが、その後も浄化の効果を確認し、皆様の安心が得られるようモニタリングを継続する必要があると考えております。そのモニタリングの内容について、方針を下の表のようにしたいと考えてございます。

測定内容としては、地点を周辺表流水、周辺の河川や沢のほか、場内の南北にある調整池、後は事業場の東側の区域④～⑧に所在する井戸のうち各区域1箇所程度を場所としては想定しています。また測定の頻度ですが、年4回程度、測定項目としてはpH及びジオキサンを想定しています。なお、詳しい内容については、次回以降の協議会及び土壌委員会にお諮りしたいと考えております。

以上、ジオキサン対策についての御説明を終わります。

○齋藤委員長

ありがとうございます。意見に対する対応方針を含め、1, 4-ジオキサン対策について説明をいただきました。

中間で一旦、換気をしたいという事務局からの要望が出ております。5分ほど休憩して、換気をしたうえで質疑をお受けすることにさせていただきたいと思っております。

(15:25～15:30 休憩及び換気)

○齋藤委員長

それでは再開させていただきます。

ジオキサン対策について今事務局から説明を致しましたが、ようやく整備されて対応が終わったもの、それからモニタリング期間、浄化継続期間中、そして環境基準超過という

ことで整理をしていただきました。9本の井戸が環境基準超過、そしてその他に現在超過していないが怪しげなものも含めて、今年度中に13本の井戸について対策中、あるいは対策を検討中。グレーゾーンを含めて何とか今年中に、何らかの対策をしていくという計画を提示していただいたわけでございます。御質問、御意見等お願い致したいと思います。

○築田委員

資料5の14頁表3で、対策を講じられている所はこれでよろしいかと思うのですが、追加対策設計中という所も、データを見るとぜひ追加対策をやっていただきたいような箇所ですので、当然お願いしたいです。

参考資料1、通し番号ですと31頁、区域⑤です。この辺りのグラフを見てみますと、表からすると下の方から4行目の大型井戸(南)(イー17)、グラフで言いますとちょうど黄色で右から2つ目の一番下の段です。この辺が上がったり下がったりと非常にジグザグになっている感じがします。今年の2月にも環境基準を超過しています。このような場所とか、J-4の右側のブルーで囲ってある一番右側の表の一番上ですが、ここは過去のデータが記載されていないです。この2019年11月より前のデータはあったのか無かったのか。平均的に見ても基準ギリギリで、最近のグラフを見ますと上昇傾向が見受けられるので、この辺りはぜひ注視していただきたいです。J-4の過去のデータはあるのですか。

○吉田主任

31頁目の一番右上、H30_J-4について補足します。

平成30年からしかデータが無いということについては、井戸の名前にH30とありますとおり、平成30年度に初めて調査しボーリングして設置した井戸でございますので、平成30年より前の値というのはそもそも井戸が無かったのでデータもないという状況です。

○築田委員

見ていきますと、上がりそうな気配があります。

○田村課長

御指摘の通り、0.04から0.05の間をふらふらしていますので、5月以降のデータを注視しながら必要があれば対策をとるといったところに関しては、上のイー17も3月、4月と0.036、0.028と落ち着いてはいますが、いずれ注視してタイミングよく対策を取っていきたいと思っております。

○佐々木室長

追加での回答となります。今、築田委員から御指摘があったのは、イー17やJ-4の注視が必要だということですが、先ほど現在薬剤処理としてイー6-1を薬剤処理が終わったという状況であることを御説明しました。この経緯ですが、実はイー6-1という辺りが地形・地質上の分水嶺となっています。それで、そこに汚染があったので南北に大型井戸を設けて横ボーリングをして、イー6-1周辺の水をできるだけ集めるという形の対策

をまず講じたところですが、それで下がらなかったため、イー6-1を薬剤処理したという流れなのですが、イー6-1からと思われる汚染がイー17に集まってきています。そこで、イー6-1を薬剤処理したあと、時間差はあると思いますが、イー17、J-4のような下流側も一緒に浄化されてくるのではないかという仮説は立ててやっておりました。今後の結果を注視しつつ、下がらない場合は何かの対策が必要になると考えております。以上です。

○齋藤委員長

よろしいでしょうか。

○築田委員

分かりました。注視しておられるということで、了解です。

○齋藤委員長

他に御質問、御意見いかがでしょうか。

白黒それから中間のグレーゾーンの井戸については、注視はしてその状況によっては何らかの手は打つということで対策を検討していただいていると思いますので、成果を期待して見守りたいと思うところであります。よろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり。)

それでは、「工作物の解体撤去及び地形整形」というところで、これは御意見等を含めて説明をお願いしたいと思っております。

○田沼主査

お手元の資料4の右下にある通し頁の12頁を御覧ください。

こちらは、前回の協議会での委員の方々の御意見、御質問でございます。真ん中は、先月開催しました土壌委員会での委員の方からの質疑、御意見でございます。右の方に移りまして、今日お諮りする提案や対応策を資料4には記載させていただいております。

私が使いますのは資料6でございます。通し頁数でいいますと20頁からです。20頁はA4の縦版の紙になっていますが、それ以降はA3横版の紙ということで資料を作っております。見ながら進めさせていただきます。

昨年12月に開催しました前回協議会ですが、その際には「工作物の解体撤去」及び「地形整形」の方針と考え方を御提示させていただいたところです。私の説明の前がジオキサン対策を鋭意進めているところですが、浄化対策の進み具合から見ますと来年度令和5年3月末までの「特措法」事業期限までの工事完了にはギリギリのスケジュールである点を、昨年の協議会で委員の皆さまにはお示したところでございます。

これを受けまして、前回協議会におきまして資料6、20頁の上の方の枠内に記載をしていますが、1つ目の工作物については特別な理由がある場合に残置するという提案をさせていただきました。

2つ目としまして解体、撤去するものと残置を検討するものとを分類したうえで、土壌委員会、協議会それぞれの皆さまの御意見をお聴きしながら進めていく。

3つ目の地形整形については、最小限での実施とし、場内で発生する土砂を有効活用したうえで整形においては凹凸である地形や急傾斜地をできる範囲で改善して行くという方針をお示ししたところです。さらに、解体撤去等、地形整形ですが、必要事項につきましては青森県様とも調整をさせていただきながら、土壌委員会及び本協議会の御了解を得ながら進めて行くやり方で、御理解をいただいていたところです。

本日は、残置が必要となります工作物並びにその残し方についてと地形整形の内容を御説明しまして、今年度工事を進めさせていただければと考えております。なお、この内容につきましては、先月に開催しております第33回汚染土壌対策技術検討委員会においても御説明しまして御了承いただいているところです。

続きまして、工作物の残置についてです。資料はそのまま20頁です。細かい資料となりますと、次の頁の21頁及び22頁と見ていくことになります。

考え方としまして、分類の仕方及びその理由につきましては、前回の協議会で御了解いただいたものを、右下20頁真ん中のところに表として明示致しております。

残置工作物ですが、次の頁の資料の21頁です。表1としまして、残置を提案する工作物の一覧を記載しました。この表ですが、20頁にあります分類する上での理由を4つお示ししていますが、表の下半分の残置理由のところには4つの理由の文章の番号として具体的な理由を書かせていただいております。それと、この表にはそれぞれの工作物についての構造、寸法や箇所数などその他諸々を記載しております。さらに、次の頁の22頁には、今日御提案致します残置を検討した工作物の岩手県側での場内での位置関係及び写真を22頁図1にお示ししております。

まず、残置するものとして北側調整池と南側調整池でございます。図1、22頁を御覧ください。位置関係としては頁右側半分にお示ししています。この2つの調整池を残置する具体的な理由としては、表流水の流量調節や水質保全の観点から防災機能もあることで残置の有効性が認められるとともに、周辺への影響もないことから残置することを提案いたします。

続きまして鋼矢板です。これを残置する具体的な理由としましては、1つ目には撤去したことにより地盤の不安定化という懸念がある。2つ目は、残すことにより青森県側の汚染水浄化対策にも寄与できることが挙げられますので鋼矢板は残置を提案いたします。なお、資料の添付写真にもありますように、現地では矢板が地上に露出している状態になっておりますが、矢板の地下埋込み部分は残すものとして露出している部分につきましては切断を考えております。

続いて、建屋下の基礎杭になります。基礎杭は前回の協議会でこの杭がなぜ地中にあるのかという点が、委員の皆さまに詳細な説明がなされていなかったと思われましたので、一応述べさせていただきます。資料21頁の表の右半分のところで建屋下基礎杭の写真とともに、その下に要約した文を書いております。平成16年当時ですが、不法投棄物の本格的な撤去をしなればならなかった際には、様々なゴミや汚染物質が入り混じった状態の

土壌でした。それらを取り出す汚染物処分が必要であったという経緯がありまして、分別処分するには重機械等を建屋内に格納しなければならないということがありまして、建屋を建てる際に建屋基礎の区域は地盤が弱かったということで、この地盤改良のために電信柱のような鉄筋コンクリート製のパイル杭というものを地中岩盤支持層の方へ打ち込み、建屋を建てた経緯がございます。詳細の構造、寸法等につきましては表1に書いておりますので割愛させていただきます。

相当数の本数が入っておりますが、これら全数の撤去となりますと工事完了が間に合わないことが懸念としてあります。それに加えて残置とする具体的な理由は、建屋の解体はしますが、この埋込まれた杭を撤去することで地盤の不安定化が懸念されるところでございます。残すとは申し上げましたが跡地利用のことも考えて、杭そのものの全部を撤去するのではなく、例えばですが、地表面から深さ1m程度までの範囲につきましては、取り壊したうえで残置するというを本日は提案したいと思います。

残置物の最後になりますが、大型井戸です。位置関係は22頁の図1の方にお示しております。

井戸については、規模が大きい井戸が岩手県側場内には4か所ございます。これらについては直径も大きく、深さにつきましては13mから18mを超えるものがあり、ライナープレートという一般的には土砂掘削工事などでも使用します土留め鉄板によりまして、穴の周囲が崩れないよう補強をしているものです。

これらを残置する具体的な理由としては、撤去による地盤の不安定化への懸念、また撤去する場合にはプレート周囲の掘削が必要となります。掘削をした箇所から土砂が崩れる危険ということが懸念となりますので、撤去にあたりましては費用がかさむこととなります。ただし、残置するにあたりましては穴のままにしておくわけにはいきませんので、転落防止の対策として、穴の中に土砂等を入れたうえで埋戻し残置することといたします。提案する残置物については以上ですが、これら以外の工作物は原則撤去としますが、今後必要となる浄化後のモニタリング等で必要となる井戸、後は原因者所有のL地区に有ります「旧堆肥舎」と呼ばれる建屋については残ることとなります。

浄化が終了しモニタリングなどに影響がないと認められる工作物につきましては、今年度から順次、解体撤去を進めてまいりたいと思います。工作物の解体撤去については以上でございます。

○齋藤委員長

ありがとうございます。具体的な説明をしていただきましたので御意見、御質問をお願いしたいと思います。

○高嶋委員

質問よろしいでしょうか。

最後のL地区についてですが、最初の議事にあつた差押えの換価ができるという見込みで残してあるというものでしょうか。見込みがないのであれば、何らかの処理がもしか

したら必要なのかもしれないと思いましたがいかがでしょうか。

○佐々木主任主査

堆肥舎につきましては現在差押えをしている状況でございまして、底地の土地も差押えしている状況ですのでいずれは公売になるかと思えます。

○高嶋委員

実はあまりよく分からなかったのですが。

○齋藤委員長

ずっと前からいろいろスッキリしない状態で私もいたところでありまして、要するに差押えをしている代物でこれ自体は手をつけることが原状回復の役割ではないということですよ。

○佐々木室長

そうなります。そして先ほど御説明しました、跡地利用として可能性調査結果を踏まえて、土地の所有先が変わる際に堆肥舎も含めて公売するというので今説明したところでございます。

○齋藤委員長

スッキリしないというのは、言ってしまうとそれ（旧堆肥舎）は法的に対応しなくても済む代物だということはあるとしても、原状回復といったときにこの残骸をそのまま残していいのか、何かの手は打てないのかというのが住民の方や地元の方の思いではないかと思えます。今室長がお話しされたのは、例えば土地を取得して事業をする人が出たとすれば堆肥舎をどうするのか、極端に言えば撤去することになるのか、あるいは何か活用することになるのかという状態の中で処理の仕方が出てくるという、何とも言えないという状況になりますか。

○佐々木室長

委員の皆様にはしっくりこないかもしれませんが、跡地利用の段階で考えていかなければならないと思えます。

○齋藤委員長

いずれにしてもこのままにしておいて、後は何もしないという話にはなりませんね。

○佐々木室長

先ほど御説明したとおり、跡地利用というのを様々検討していく中でこの建屋についてもどのようにしていくかということになるかと思えます。跡地をどう活用するかということを含めて考えていきたいと思えます。

○齋藤委員長

これだけのものですので活用して使ってもらえれば一番良い話ですし、利用の仕方によってはこんなものは邪魔だということになれば、土地取得に際して撤去してくれとかあるいは撤去する費用を差し引けとか、いろんなケースでの交渉が出てくるということになりますね。

○佐々木室長

例えば公売に当たり、この堆肥舎がマイナスな資産と考えれば公売価格から引くなど、さまざまな要素を踏まえ価格決定がなされていくものと考えております。

○齋藤委員長

いずれにしても、県が原状回復において、これ（堆肥舎）をそのままにして後は知りませんということではなく、何らかの処理で対応をしなければならないということだと思いますね。

○佐々木室長

跡地利用に際して、堆肥舎のことも検討材料に入れていくということで考えていきます。

○齋藤委員長

とりあえず、撤去材料として取り上げて無くする対象にはならないということで、高嶋委員どうですか。

○高嶋委員

分かりました。結構です。

○藤原委員

1つだけよろしいですか。

10頁の跡地利用の方向性のエネルギー産業と森林再生、イベントというような3つの部分を残置物の地図の上に重ねてみますと、堆肥舎が邪魔になるのではないかと。

それから、委員長と佐々木室長とのやりとりの中で、県が後々まで見ていただけということで北側の貯水池あるいは南側の貯水池の遮水性シート等いろいろ出てきますが、遮水性シートについても永久ではないですよ。変えていかなければならないですよ。それから地下中の杭は、建物を建ててその上に建物の柱を建てていけばいいのですが、違う建物となると逆に邪魔になってきますよね。

これらについて考えた場合跡地利用というのは、跡地に建物を建てるというのは現実的に難しいのではないかと。素人なのでよくわからないのですが、この上に建てていくというのはどうなのでしょう。ライナープレートは工法により中に土を埋めるのですが、その周りは使えない。そうしますと、利用に制限が出てくるとか様々なことが考えられるのではないかなと今感じています。跡地利用のところと重ねてみた場合について、そういったこともあるのではないかと思います。

それから矢板の部分は、上は切るが下は残すということがありますと、それが一番の最善策ということであればこれに越したことはないのですが、後で青森県側の県境にいつまでも残っているのもどうなのかなと感じました。いろいろ検討された結果だとは思いますが、御説明いただければと思います。

○齋藤委員長

懸念はあると思いますので、その辺り完璧に全て元に戻すということができれば一番い

いとは思いますが、逆にこれだけ手を加えますと不安定さという要素などいろいろな兼ね合いがあると思います。ただ、そのような疑念が出てくるというのはやむを得ないと思いますので、できる範疇で説明をいただければと思います。

○佐々木室長

いろいろと御意見ありがとうございます。委員の方から前々から言われておりますが、原状回復事業と、廃棄物や土壌汚染とは関係のない原因者が残した資産は切り離して考えなければなりません。今我々が取り組んでおりますのは原状回復事業、ごみの撤去や土壌汚染の対策ということになります。なので、差押えをしているこの建屋は原因者の資産なので原状回復事業ではありませんという流れになります。土地の換価ということで、公売をした後の所有者が撤去するなどの流れになります。

後は、藤原委員から残すものの管理ということがありました。これも長い目で見て調整池の構造をそのようにしておかないと、地下浸透ですとか、土砂が崩れるということがありますので、現状としては遮水シートを残して池の機能を残しておくことが最善策と考えております。シートに使ったのは発覚当時のキャッピングをしていたシートでかなり頑丈なものです。おっしゃる通り半永久的なものではないとは思いますが、かなり強いものを使っているという状況でございます。

杭等の残すものについてはきちんとGPSで位置情報を残しますので、後で土地利用をしていただく方には、どこにそういう物件があるということをお知らせできるようにして跡地利用を考えていただく流れになるかと思っております。基礎杭というのは基本的に地盤を強くしています。事業を終わる際は、どこに位置に何が残っているか明確にしていきたいと考えています。

○齋藤委員長

旧堆肥舎は今言ったように対象外であると。ただ、原状回復するために作った施設の鋼矢板やライナープレート、調整池など、そのようなものについて言えば、事業を進めるために新たに手を加えたものなので、取れるものであれば取ればよいというのが私の基本的な考えであり、藤原委員もそのようにお考えだと思います。建屋の下の杭について言うと、都会でも建物を作った後に杭を全部抜くのかという話は出てきます。盛岡市内でも地盤の弱い所では40～50m、ビルの下に杭を打っています。ビルを撤去した後にその40～50mの杭を抜くかと言うと、ほとんど不可能に近いです。なので、その情報をきちんと伝えて活用できるということで、この杭までは抜くという話はあまりないとは思っています。

○築田委員

藤原委員の件に関連すると思っておりますけれども、当然特措法の中での県の代執行、原状回復事業というのは建前上その通りだと思います。この旧堆肥舎の場合はですね、差押え物件として含まれていますね。そうした場合には、後で公売と言いますか換価するとした場合にですね、原因者に撤去命令などを出せないのでしょうか。

○佐々木主任主査

撤去命令等につきましては、単に建物があるだけの状態ではできないと思います。登記簿上は、土地については岩手県差押えとなっていますが、上物につきましては登記がない状態です。これから公売ということになり、公売方法はこれから検討していきますが基本的には差押えとなりますので、通常の国税徴収法に則って換価をするということになると思います。

○築田委員

これまで、原因者と旧堆肥舎についてどうするかという話し合いを持ったことはありますか。

○佐々木主任主査

持ったことはないかと思います。

○齋藤委員長

今、話が出ましたが、堆肥舎についてはそういうことだと思います。後は原状回復に当たって作った鋼矢板をどうするかということや、ライナープレートをどうするか、そういうところでは私には本来、元に戻すというのが一番だとは思いますが、多分ライナープレートに関しては撤去するとなれば難工事ですよ。非常に危険でありますし。逆に言えばそのままにして、後に影響がないのであればというように、要するに最良な選択をするしかないところなのだと思います。鋼矢板に関しても、率直に言って青森県さんの方で水処理が能力を超える。ただ、原状回復の線から言えばあれは昔から無かったわけで、汚染した水が行ったのでは青森県側の水処理に非常に迷惑をかける。ですが、今岩手県側でいえばほとんど浄化が終われば、従前の自然な水が流下するというような元の形に戻るわけです。ですので、私個人的に言えば、鋼矢板は撤去すべきだ。ですが、実際には岩盤の上にコンクリートでガッチリ固めてあって、それを全て掘り起こしていくのは不可能に近いという現状と、青森県さんの方で水処理が当分続くと思うので流すわけにはいかないという問題が付随してしまった。そうすると、いずれ長い年月が経てば朽ち果てるでしょうが、公害的な影響がない普通の鉄の柱だとすればそのままにして、しばらく青森県さんの方にもメリットがあるという形で置く。ただ跡地利用のところで、景観が悪い、植生等にも影響があるとすれば、せめて1mくらい切るといったような形が妥協線的な選択肢かなというのが、今出ている話だと私は理解しています。

いずれ、調整池についてもこの地を利用するとなるとこのような処理をする場所が必要になる。そうすると、利用する形のところで、調整池のところも例えば新設するなど対応するといったことは、その中で考えていくということになる。非常に現実的な選択で、委員長としてみると全て元に戻したいというのが原則な気はするのですが、今できる現実的な対応とするとやむを得ないのかなというところが、事務局が出してきた一つの線なのかなと考えているところです。それが良いという訳ではありませんので、御意見をお願いしたいと思います。

藤原委員、このようなことで決して、100%よしということではないですが、ギリギリ

活用できる範疇の線かなと。決して私も、諸手を挙げて万々歳という気持ちではありません。生田委員どうでしょうか。

○生田委員

私も委員長がおっしゃったように理解はしております。ただ、市長もおっしゃったとおり旧堆肥舎は最初から非常に気になっていたところではありますが、差押えの部分であるという説明はずっと前からいただいております。原状回復というのはそういうものだと伺っておりましたので、何ともしようがないのかなと思います。しょうがないです。ただ、これから矢板についても青森県側と十分にお話をしてということでしたので、青森県と話をしたうえで景観上の話があれば、上だけをカットするとかそのようなことで私は良いと思います。

○齋藤委員長

築田委員どうでしょうか。

○築田委員

一言でいえば、仕方がないと思います。跡地利用となった時に、原因者と残置したものについて話し合いを進めて、できるだけ原因者の方が差押えされたものについては県が税金を使って撤去することがないような形で撤去していただきたいと思います。

○齋藤委員長

オンラインでご参加の皆様、話は聞こえてますでしょうか。後でこの件の他にも何か御意見をということで承ろうと思っていましたけれども、この時点で発言の無かった笹尾委員、颯田委員、何か御発言はございませんでしょうか。

○笹尾委員

よろしいでしょうか。

○齋藤委員長

お願いします。

○笹尾委員

部分的に聞きづらいところがあったのでフォローできていない部分があるかもしれませんが、具体的には建屋下の基礎杭の部分なのですが、こちらにつきましては跡地利用のことも考慮して1 mくらいの深さまでは撤去することを考えるということですが、これは具体的に太陽光パネルを上につけるとか、あるいは水素の製造装置を作るとかということを念頭において、1 mくらいまで取ってしまえば大丈夫という判断なのですか。

○田村課長

水素関連産業の検討とリンクして解体撤去できれば良いのですが、国の財政支援の期限が来年度末であり、水素関連産業についても今年度、可能性調査を実施し、来年度以降相手先などを順次詰めていくところです。どうしても施設解体がまずあって、そのあと跡地の利活用という話になっていかざるを得ませんので、利活用をどうするかを具体的に決めてから解体撤去という訳には残念ながらいかないというところでございます。

○佐々木室長

追加の説明ですが、基本的に先ほどの水素利活用調査はこれから可能性調査を始めますので、今、田村課長が案内したとおりです。逆に先ほど申したとおり基礎杭の位置情報などは残しますので、建物を建てたいときにそういったところを利用いただく利用方法もあるかと思いますが、そういった情報はしっかりと残していきたいと考えております。

○齋藤委員長

1 m切ることのメリットがあるのか無いのかということも、検討していただきたいと思えます。実際、新たな建物、構造物を建てようとするとう当然既存の基礎杭を活用できるものは当然したほうがいいですし、その他に新たに打ちこまなければならない、あるいは基礎的に言うと、杭の周り全部をベタ基礎で埋めて強度を保つなどいろんな方法があると思うので、敢えて1 mというのがしなければならぬのか、した方がいいのかという辺りはご検討いただいた方がいいのかなという気がします。

○佐々木室長

ありがとうございます。1 m程度というのは、跡地の原状風景が農地であったということもあり1 mあればそのような耕作活動はできるというような発想はあります。逆に、1 m分土を盛ると、杭は残ったままで利活用ができるということもありますので、委員長の御意見なども踏まえてさらに詳細な検討をしていきたいと思えます。

○齋藤委員長

笹尾委員、そのようなところでいかがでしょうか。

○笹尾委員

分かりました。ありがとうございます。やはり費用負担の問題が関係するかと思えますので、原状回復対策事業として行うことができるものについては、そちらの期間内にやっておいた方が後の県の負担というのが多少とも少なく済むのかなということも頭にあると思えます。多分検討されていると思えますが、その辺りも留意する必要があると思えました。ありがとうございました。

○齋藤委員長

構造物を作るということでない可能性もあるとすると、支障の無いようにある程度カットしておくというのが良いのかもしれませんが、その辺りの判断だと思います。颯田委員は何か御意見ございませんか。

○颯田委員

私の立場からはあまり情緒的な話をしてはまずいと思うのですが、長年この協議会に関わってきた立場から一言言わせてもらおうと、少し議論になっていたN地区の旧堆肥舎建屋なのですが、既に多分マイナスの評価になるであろうという事務局の考え方も出ていましたし、残置するのは環境上の支障になるものなのかなと考えるわけですが、そうすると、特措法は支障の除去という題名が付いていくくらいですから、運用と解釈で撤去できないのかなと議論を聞いてそう思いました。できるできないは法律の問題なので仕方ないとは思

うのですが、少し感情的な意見で申し訳ないですけれども、そのように思いました。以上です。

○齋藤委員長

ありがとうございます。これも仕方ないということになってしまうのでしょうか。私にもスッキリとしないところもありますが、法的な面でそのような形であるとすれば、無理やりできないということで、納得するしかないのでしょうか。この辺りについて御意見をいただいておりますが、地形整形の説明がまだなされておりましたので、それもしていただきます。すみません。

○田沼主査

限られた時間の中でやらなければいけないので、続けさせていただきます。

続きまして地形整形でございます。資料につきましては、右下頁で23頁というところ です。地形整形ですけれども、浄化対策後の長期的対策を見据えた上での提案をさせていただきますが、跡地の安全性や景観、周辺環境への影響にも考慮しまして、現状に合わせた最小限での実施で進めていきたいと考えております。後ほども触れますが、整形にはこれまでの不法投棄物の撤去、浄化対策工事で生じた残土等がございますので、これを有効に活用することとしまして、場内の最終形、まだこれは設計途中でございますが、詳細が お示しできたところで次回以降の委員会、本協議会でお示ししたいと思っております。

続いてですが、地形整形におきましては2つの課題がございまして、1つ目としまして は表流水及び地下水の対応というもの、そして傾斜地及びくぼ地への対応がございまして

表流水、地下水への対応ですが、案としましては、現況が県境鋼矢板を概ねの頂点として東側の方に傾斜が見られております。無理な改変はやらないという方向の最小限での地形整形を行いたいと考えております。

具体的な施工内容としましては、資料23頁左側の、図2-1に書いてございます。斜めに赤色の線が入っておりますが、これが県境鋼矢板を表しております。すぐ脇には黄色い矢印破線を書かせていただいております。また、場内の方でオレンジ色の区域を分けている線があります。これらは、想定される分水嶺を線で表示をさせていただきます。この場内ですが、鋼矢板周辺の②及び③区域の辺りに表流水の多くが集まってくる特徴があります。この水の処理としまして、鋼矢板の直ぐ脇のところでございますが、イメージとして黄色の破線矢印で明示をしております。このようなルートでU字側溝などを使い、集まってきた表流水につきましては場内の東側へ導きまして、区域⑤にあります残置することで提案させていただいた南調整池の方まで流下させる排水計画を提案させていただきます。

同じく図2-1ですが、区域④から北方向に向かい、区域⑧までの表流水については、分水嶺を挟みまして、概ねではございますが図に表示している青矢印のような流向で流れているものと断定できますので、ここは触らずに現状のままにしたいと思っております。場内の北側になります、区域⑦から⑨の表流水につきましては、北調整池の方に流下させ

る計画で地形整形を考えたいと思っております。

地下水でございますが、解体撤去でも触れておりますが、青森県側の浄化対策を考慮して、県境鋼矢板を残置することで対応したいと思っております。具体的な施工としましては、鋼矢板埋設部は残置し地上露出部は切断。そして資料 23 頁ですが、図 2-2 のイメージ図のような形で地形整形、表流水の導水をするための U 字溝の敷設の設計と並行したうえで、地下水もできるだけ東側へ流下となるように設計を考えたいと思っております。

続きまして、傾斜地及びくぼ地についてです。傾斜地への対応ですが、先ほどから申し上げておりますとおり、場内は概ね東側に傾斜しております。これに合わせる形で最小限の地形整形とします。資料の表のところに“客土”と記載していますが、現場外から土の搬入をしてまでの地形整形はしないという方針でいきたいと思っております。具体的な施工としては、浄化対策で土壌を掘削除去したことにより大きく急な勾配の法面となっている箇所が見られますので、法面崩落の防止のため出来るだけ緩やかな勾配の法面に整形し直すこと。図 2-1、区域①の西側の方になりますが、こちらにつきましては斜面が急な部分がありますが、表流水による支障は生じていないことが確認できておりますので、ここについては触らずに現状のままできたいと考えております。

続いてくぼ地への対応です。浄化及びモニタリング井戸や汚染土壌の掘削除去により生じたくぼ地については、雨水等の滞水、場内侵入者などによります転落事故の危険性がありますので、必要な埋戻しや盛土をすることとします。今後の浄化対応等に支障がなく、埋戻しが可能であるくぼ地から順次埋戻して行くこととして、図 2-1、区域③につきましては浄化対策が完了しておりますので、今年度より先行する形でくぼ地の解消を進めて行くことといたします。

残置物件の方でも挙げさせておりますが、ライナープレート工法の大型井戸は転落など危険防止のために、土砂を用いて埋戻しを進めてまいりたいと思っております。地形整形は以上で、資料 24 頁目この事業の今後のスケジュールでございます。

本日の解体撤去、地形整形の方針につきまして、委員の皆さまからの御承認をいただけたならばこの案を基に青森県様とも内容調整、情報共有をしたうえで具体の設計計画案を立案しまして、次回以降の土壌委員会、協議会に御提示させていただくこととします。現場におきましては、解体撤去等、地形整形は取り掛かれるものから順次進めてまいりたいと思っております。私の説明は以上でございます。

○齋藤委員長

ありがとうございます。地形整形について御質問、御意見をお願いしたいと思います。

○山本(晴)委員

地形整形につきましては、使い道を議論する前に行わなければいけないところはあると思いますが、我々も青森県の会議の時にお願いしていることがございます。それは、青森県側の現場はほとんどが斜面で一部平地はあるものの、単独で活用方法を考えるというの

は非常に難しいということを我々も感じておまして、できれば岩手県の現場と一体となった活用の仕方ができないのかといったところで、青森県側には積極的に協議をお願いしております。岩手県側の方につきましても最低限の地形整形ということにはなりますが、将来の使い道のイメージはやはりどこかで持っていただければ青森県側の平場も活用していただけるように御配慮いただければありがたいと感じている所でございます。(岩手県と青森県)両方に同じようをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○齋藤委員長

本来一体で活用ということができれば一番よろしいわけで、整形についても協議できるところは協議して進めていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

(質問、意見無し。)

よろしいでしょうか。この方針で具体的な設計等を進めていただくということでよろしいですね。今後のスケジュールについては、説明していただいた方がよろしいでしょうか。

○田沼主査

資料の方は24頁でございます。今現在は、とにかくジオキサン対策を急いでやることでございます。これと並行しまして、本日御承認いただければですがこのスケジュールをベースとしまして、地形整形や解体撤去等の設計も並行して行いつつ、解体撤去につきましては影響のないものから順次取り壊してまいりたいと思っております。そして、おそらくですが来年度には浄化が済んだ段階で、水処理施設などが用を為さなくなるところで建屋の解体が始められればというところで進めてまいりたいと思っております。以上です。

○齋藤委員長

ありがとうございます。御質問、御意見ありましたらお願いいたします。今後の浄化の進展というのが一番のキーワードになってくるのかもしれませんが、この目途が立てばそれに合わせて水処理施設の解体と大掛かりなものに手を掛けていけるということで、やはり今後の浄化の進展を大いに期待したいと思うところであります。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

それでは、協議事項の方はこれでよろしいですね。

(3) その他ということで、事務局の方から何かございますか。

○田村課長

ございません。

○齋藤委員長

委員の方から何か御発言ありますでしょうか。

(発言なし。)

○齋藤委員長

オブザーバーで参加の藤田さん、お聞きになっていて何か御助言等いただければお願ひ

したいと思うのですが。

○藤田オブザーバー

産廃振興財団の藤田でございます。聞こえておりますでしょうか。

今までの協議を聞かせていただきまして、委員長が言われたとおり浄化対策の促進が一番というのは当然なのですが、今回残置工作物ということでいろいろ協議が上がっている中で鋼矢板の位置付けについては今一度青森県さんとの協議をしっかりとさせていただいて、残置工作物の扱い等について環境省との協議を一度していただいております。設計が全部終わってから、「これは問題があるのではないか」というような意見を貰うよりは、ある程度の方針が決まった段階で一度環境省に問い合わせをしていただければと思っております。

それから、いろいろな意見が出ましたけれども、堆肥舎の建物については建物そのものが生活環境保全上の支障という認定はなかなかできません。建物を解体撤去しようとする措置命令をかけなければいけなくなりますので、この特措法の案件ではちょっと難しいと判断させていただきました。以上です。

○齋藤委員長

御助言ありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議事の方は終了させていただいて、御迷惑をおかけしましたけれどもマイクを事務局の方にお返ししたいと思ひます。ありがとうございました。

4 その他

○佐々木主任主査

齋藤委員長、長時間の議事進行ありがとうございました。4 その他でございますが、事務局からは1点だけ連絡がございます。

次回は9月11日土曜日の開催予定としております。近くなりましたら改めて御連絡いたしますが、日程の確保につきましてよろしくお願ひします。

5 閉会

本日は、委員の皆さま、貴重な御意見、御提言をいただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第82回原状回復対策協議会を閉会いたします。おつかれさまでございました。